平成 25 年 5 月 28 日

各　　位

会 社 名 アドアーズ株式会社
代表者名 代表取締役会長　藤澤 信義
（JASDAQ・コード番号　4712）
問合せ先　常務取締役　恩田　聖敬
（TEL.　03－5843－8888）

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成25年5月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして無償にて発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、下記のとおり、平成25年6月26日開催予定の当社第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. ストック・オプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由

当社は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して新株予約権を無償で発行するものです。

2. 新株予約権の発行要領

（1）	新株予約権の割当てを受ける者	当社及び当社子会社の取締役及び従業員
（2）	新株予約権の目的たる株式の種類と数	当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1,000株とする。また、本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式1,400,000株を上限とする。 ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（無償割り当てを含む）又は、株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。 調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率 また、上記の他、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。 なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
（3）	発行する新株予約権の総数	1,400個を上限とする。このうち当社の取締役を付与対象とする新株予約権の総数は300個を上限とする。
（4）	本新株予約権と引き換えにする金銭の払込	本新株予約権と引き換えに金銭の払込みは要しないこととする。
（5）	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。 行使価額は割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円

	未満の端数は切り上げる。）、又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれかの高い金額とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。 ① 割当日後に、当社が株式分割（無償割り当てを含む）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。 $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$ ② 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定「単元未満株主による単元未満株式売渡請求」に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。 $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$ なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。 ③ 上記の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当などの条件などを勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。
（6） 新株予約権の権利行使期間	本新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日から5年以内とする。ただし、行使期間最終日が会社の休日にあたるときは、前営業日を最終日とする。。
（7） 新株予約権の行使の条件	権利行使の条件は、当社取締役会において定めるものとする。
（8） 新株予約権の取得条項	以下の①から③の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。 ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の決議 ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
（9） 新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権に取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
(10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増

	合における増加する資本金および資本準備金に関する事項	加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
(11)	組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。 ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定する。 ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（５）で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（10）に準じて決定する。 ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

	⑧ 新株予約権の取得条項 上記（８）に準じて決定する。 ⑨ その他の新株予約権の行使の条件 下記（12）に準じて決定する。
（12） その他	新株予約権を行使した新株主予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

（注） 上記の内容については、平成25年6月26日開催予定の当社第46回定時株主総会において、「株主以外の者に対し特に有利なる条件をもって新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。また、本新株予約権の具体的な発行および割当ての内容につきましては、同株主総会後に当社取締役会が決定いたします。

以　上